

平成23年4月28日  
河川局防災課

## 水防月間について

— 5月1日～5月31日 —

(北海道においては、6月1日～6月30日)

我が国は、自然的・社会的環境から洪水等による災害を受けやすく、このため毎年のように豪雨や台風による洪水が全国各地で発生しています。

このため、国土交通省では、従来より水防体制の強化のため水防訓練等を実施しているところですが、本年も国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解し、水防意識の向上を図っていただくため、平成23年度「水防月間」において以下の取り組みを実施します。

- (1) 水防工法の知識の取得と技術のための水防訓練の実施
- (2) 水防資器材の点検・整備
- (3) 水防技術講習会等の開催
- (4) 住民への避難場所、重要水防箇所の周知等水防の重要性の普及のための広報活動等の推進
- (5) 河川管理施設等の巡視・点検・整備
- (6) その他

特に、東日本大震災により堤防の損壊や地盤の沈下等が生じている地域においては、水防警報等の発令基準や水防上特に注意を要する重要水防箇所が変更となるなど、一層の対応強化が必要となることから、河川管理者及び海岸管理者と更なる連携を図り、水防体制の強化に努めることとしております。

### 水防月間とは

昭和61年の台風10号による出水の際における懸命な水防活動を契機として、水防活動が極めて重要であることが再認識されたため、昭和62年度から毎年出水期前の5月(北海道は6月)を水防月間とし、水防の重要性を国民に周知すること等を目的として各種の行事を実施しているものです。

問合せ先 河川局防災課  
課長補佐 入船 修一  
電話 03(5253)8111 内35742  
直通 03(5253)8457